

石川県公報

令和6年6月25日(火曜日)

号 外

(第41号)

目 次

規 則	訓 令
○石川県障害者支援施設等条例施行規則の一部を改正する規則 (障害保健福祉課) 1	○石川県職員特殊勤務手当支給規程の一部改正 (人事課) 9
○いしかわ動物愛護センター条例施行規則 (薬事衛生課) 1	○石川県麻薬取締員証規程の一部改正 (薬事衛生課) 9
○石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部を改正する規則 (産業政策課) 9	土木部 (水道用水供給事業)
	○石川県企業職員の給与に関する規程の一部改正 10

規 則

石川県障害者支援施設等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十四号

石川県障害者支援施設等条例施行規則の一部を改正する規則

石川県障害者支援施設等条例施行規則(平成二十四年石川県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項中「三百五十円」を「三百六十円」に、「五百六十円」を「五百七十円」に改め、同表一の項中「三百円」を「三百二十円」に改める。

附 則

この規則は、令和六年七月一日から施行する。

いしかわ動物愛護センター条例施行規則をここに公布する。

令和六年六月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十五号

いしかわ動物愛護センター条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、いしかわ動物愛護センター条例(令和六年石川県条例第三十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第二条 いしかわ動物愛護センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 センターの休館日は、月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日にあたるときは、その翌日)並びに一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日までとする。

3 前二項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更し、又は休館し、若しくは開館することができる。

4 条例別表に掲げる施設(以下「ドッグラン等」という。)を使用に供する時間は、次の表のとおりとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

区 分	使用時間
条例別表一の項に掲げる施設	一月四日から三月三十一日まで及び十月一日

(以下「ドッグラン」という。)	から十二月二十八日までの期間	
	四月一日から九月三十日までの期間	午前十時から午後五時まで
条例別表二の項に掲げる施設(以下「研修室」という。)		午前九時から午後五時まで

(使用の承認)

第三条 条例第二条第一項の承認(以下「使用承認」という。)を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書をいしかわ動物愛護センター所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書の受付は、ドッグランのうち専用使用に供する部分にあつては使用しようとする日の一月前から、ドッグランのうち共同使用に供する部分にあつては使用しようとする日に限り、研修室にあつては使用しようとする日の三月前から行うものとする。ただし、所長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- 3 所長は、使用承認をしたときは、承認書を当該申請者に交付するものとする。
- 4 所長は、使用承認にセンターの管理上必要な条件を付すことができる。

(ドッグランの使用に係る犬の届出)

第四条 ドッグランを使用させようとする犬を所有し、又は占有する者は、その犬に係る次に掲げる事項を所長に届け出なければならない。届け出た事項に変更があつたときも、同様とする。

- 1 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号。次号において「法」という。)第四条第二項の規定による登録に関する事項
 - 一 法第五条第一項の狂犬病の予防注射に関する事項
 - 二 前二号に掲げるもののほか、所長が必要と認める事項

(使用の承認事項の変更)

第五条 使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、所長に対し、当該使用承認に係る事項の変更を申請することができる。

- 2 前項の規定による申請は、別記様式第二号による申請書に第三条第三項の承認書を添えてしなければならない。
- 3 所長は、使用承認に係る事項の変更を承認したときは、変更承認書を当該申請者に交付するものとする。

(使用料の減免の申請)

第六条 条例第四条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、別記様式第三号による申請書を所長に提出しなければならない。

(使用料の返還の申請)

第七条 条例第五条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、別記様式第四号による申請書を所長に提出しなければならない。

(使用の制限)

第八条 所長は、次のいずれかに該当する者に対して、センターの使用を拒否し、又はセンターからの退去を命ずることができる。

- 1 金品を募集し、又は物品を販売する者
- 2 他人に迷惑を及ぼし、又は嫌悪の情を抱かせる行為をするおそれがある者
- 3 センターの施設、設備若しくは備品を損傷し、又は他人若しくは他の動物に危害を加えるおそれがある物品、動物等を携帯する者
- 4 前二号に掲げる者のほか、センターの管理上支障があると認められる行為をするおそれがある者

(使用者の遵守事項)

第九条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 1 前条各号に掲げる者に使用させないこと。
- 2 火災及び盗難の防止等に留意し、使用承認を受けた施設における秩序を維持すること。
- 3 前二号に掲げるもののほか、所長が指示する事項

(使用終了の届出等)

第十条 使用者は、ドッグラン等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復し、所長に届け出て点検を受けなければならない。

(雑則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(石川県事務委任規則の一部改正)

2 石川県事務委任規則(昭和三十五年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。
別表第二動物愛護センター所長の項に次のように加える。

五 いしかわ動物愛護センター条例(令和六年石川県条例第三十五号)

- 1 第二条第一項の規定による使用の承認
- 2 第三条第二項ただし書の規定による使用料を後納とする事由の認定
- 3 第四条の規定による使用料の減免
- 4 第五条ただし書の規定による使用料の返還
- 5 第七条第一項及び第二項の規定による使用の承認の取消し及び使用の停止

別記様式第 1 号 (第 3 条関係) (ドッグラン用)

いしかわ動物愛護センター使用承認申請書

年 月 日

いしかわ動物愛護センター所長 様

住 所

(所在地)

申請者 氏 名

(名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり使用の承認を受けたいので申請します。

使 用 区 分	<input type="checkbox"/> 専用使用に供する部分 <input type="checkbox"/> 共同使用に供する部分
使 用 の 期 間	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで
使 用 す る 人 数	人
使 用 さ せ る 犬 の 数	頭
使 用 さ せ る 犬 に 係 る 届 出 番 号	
※ 使 用 料	円

備考

- 1 「使用区分」の欄は、該当する箇所の□にレ印を付してください。
- 2 ※の欄は、記入しないでください。

別記様式第 1 号 (第 3 条関係) (研修室用)

いしかわ動物愛護センター使用承認申請書

年 月 日

いしかわ動物愛護センター所長 様

住 所

(所在地)

申請者 氏 名

(名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり使用の承認を受けたいので申請します。

使 用 の 目 的 (催物の名称)				
使 用 の 期 間	搬入 年 月 日 (曜日) 時 分から		搬出 年 月 日 (曜日) 時 分まで	
催物の開催期間	年 月 日 (曜日) 時 分から		年 月 日 (曜日) 時 分まで	
主 催 者 の 氏名又は名称				
責 任 者 の 氏 名				
共 催 者 の 氏名又は名称				
入 場 料	有 ・ 無	最高 円	入 場 ・ 使 用 予 定 人 数	人
※ 使 用 料	円			

備考

- ※の欄は、記入しないでください。
- プログラム等催物の内容がわかる参考資料を添付してください。

別記様式第 2 号 (第 5 条関係)

いしかわ動物愛護センター使用変更承認申請書

年 月 日

いしかわ動物愛護センター所長 様

住 所

(所在地)

申請者 氏 名

(名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり変更の承認を受けたいので申請します。

承認年月日	年 月 日		
使用区分・ 使用の目的	<input type="checkbox"/> ドッグラン <input type="checkbox"/> 専用使用に供する部分 <input type="checkbox"/> 共同使用に供する部分 <input type="checkbox"/> 研修室 (使用の目的 (催物の名称):)		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
変更の理由			
※ 使 用 料	円	円	
※ 処 理	承認 ・ 不承認	※ 通 知	年 月 日

備考

- 「使用区分・使用の目的」の欄は、該当する箇所の口にレ印を付してください。
- ※の欄は、記入しないでください。

別記様式第 3 号 (第 6 条関係)

いしかわ動物愛護センター使用料減免申請書

年 月 日

いしかわ動物愛護センター所長 様

住 所

(所在地)

申請者 氏 名

(名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

承認年月日	年	月	日
使用区分・ 使用の目的	<input type="checkbox"/> ドッグラン <input type="checkbox"/> 専用使用に供する部分 <input type="checkbox"/> 共同使用に供する部分 <input type="checkbox"/> 研修室 (使用の目的 (催物の名称) :)		
使用の期間	年	月	日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで
使用料	円	減免を受けようとする金額	円
減免の理由			
※ 減免の金額	円	※ 減免後の使用料の金額	円

備考

- 1 「使用区分・使用の目的」の欄は、該当する箇所の□にレ印を付してください。
- 2 ※の欄は、記入しないでください。

別記様式第 4 号 (第 7 条関係)

いしかわ動物愛護センター使用料返還申請書

年 月 日

いしかわ動物愛護センター所長 様

住 所

(所在地)

申請者 氏 名

(名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり使用料の返還を受けたいので申請します。

承認年月日	年 月 日		
使用区分・ 使用の目的	<input type="checkbox"/> ドッグラン <input type="checkbox"/> 専用使用に供する部分 <input type="checkbox"/> 共同使用に供する部分 <input type="checkbox"/> 研修室 (使用の目的 (催物の名称):)		
使用の期間	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで		
支払済の金額	円	支払年月日	年 月 日
返還の理由			
返還を受けようとする金額	円	振込金融機関名 口座名・番号	
※返還の金額	円	※返還年月日	年 月 日

備考

- 「使用区分・使用の目的」の欄は、該当する箇所の□にレ印を付してください。
- ※の欄は、記入しないでください。

石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和6年6月25日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十六号

石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部を改正する規則

石川県工業試験場等の手数料に関する規則(平成十一年石川県規則第十三号)の一部を次のように改正する。
別表13の表に次のように加える。

(5) デジタル活用ものづくり開放試験	真空熱処理炉	1時間	7,530円
	マシニングセンタ	1時間	3,910円
	レーザートラッカー測定システム	1時間	5,680円
	ロボット加工機	1時間	6,870円
	デジタル高度化支援設備	1時間	1,710円
(6) 機器操作技術指導	1時間	1,610円	

密 記

この規則は、令和6年6月25日から施行する。

訓 令

石川県訓令第10号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県職員特殊勤務手当支給規程(昭和35年石川県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

令和6年6月25日

石川県知事 馳 浩

第9条第1項中「豪雨等」を削り、同項第4号を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 条例第9条の2第2項第7号(一)及び同項第8号に規定する知事が定める災害は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく災害対策本部又は石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置された災害、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事によるもの、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づく原子力災害対策本部が設置された災害その他知事が別に定める災害とする。

第9条に次の1項を加える。

- 3 条例第9条の2第2項第8号に規定する知事が定める額は、710円とする。

本則に次の1条を加える。

(遭難救助等作業に従事する職員の特殊勤務手当)

第10条 条例第13条第2項第1号に規定する知事が定める災害は、前条第2項に規定する災害とする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の石川県職員特殊勤務手当支給規程の規定は、令和6年1月1日から適用する。

石川県訓令第11号

健 康 福 祉 部

石川県麻薬取締員証規程（平成15年石川県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

令和6年6月25日

石川県知事 馳 浩

別図身分証（裏面）中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「第84条第25号（第76条の7第1項及び第2項の規定に係る部分に限る。）及び第26号」を「第84条第9号（名称、形状、包装その他の厚生労働省令で定める事項からみて医薬品医療機器等法第14条、第19条の2、第23条の2の5若しくは第23条の2の17の承認若しくは医薬品医療機器等法第23条の2の23の認証を受けた医薬品又は外国において、販売し、授与し、若しくは販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列（配置を含む。以下この項において同じ。）をすることが認められている医薬品と誤認させる物品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列をする行為に係るものに限る。）、第19号（医薬品医療機器等法第55条の2の規定に係る部分に限る。）、第21号、第27号（医薬品医療機器等法第70条第1項に係る部分については、医薬品医療機器等法第55条の2に規定する模造に係る医薬品に係る部分に限る。）及び第28号」に、「第86条第1項第23号及び第24号」を「第86条第1項第25号及び第26号」に改め、「第87条第13号（」の次に「医薬品医療機器等法第69条第4項及び第6項（医薬品医療機器等法第55条の2に規定する模造に係る医薬品に該当する疑いのある物に係る部分に限る。）並びに」を、「第15号」の次に「（以下この項において「第83条の9等の規定」という。）」を加え、「これら」を「第83条の9等」に、「行なう」を「行う」に、「互に」を「互いに」に改める。

附 則

この訓令は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日から施行する。

土木部(水道用水供給事業)

石川県企業管理規程第3号

石川県企業職員の給与に関する規程（昭和42年石川県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年6月25日

石川県知事 馳 浩

第4条第2項の表中

豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある送水・浄水施設において行う巡回監視又は当該送水・浄水施設における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（以下「応急作業等」という。）	巡回監視 1日につき 710円 応急作業等 1日につき 1,080円	を
豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う避難所の運営その他これに類する作業又は罹災証明に係る家屋の調査その他これに類する作業（以下「避難所運営作業等」という。）	1日につき 710円	

異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある送水・浄水施設において行う巡回監視又は当該送水・浄水施設における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（以下「応急作業等」という。）	巡回監視 1日につき710円（大規模な災害に係る作業に従事した場合にあつては、1,080円） 応急作業等 1日につき1,080円	に
異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う避難所の運営その他これに類する作業又は罹災証明に係る家屋の調査その他これに類する作業（以下「避難所運営作業等」という。）	1日につき710円（大規模な災害に係る作業に従事した場合にあつては、1,080円）	

改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 この表において「大規模な災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部又は石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置された災害、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事によるもの、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく原子力災害対策本部が設置された災害その他知事が別に定める災害をいう。
- 2 同一の日に2以上の作業（応急作業等及び避難所運操作業等を除く。）に従事したときは、作業1日につき500円を超えない額の手当を支給する。
- 3 同一の日に応急作業等及び避難所運操作業等に従事したときは、作業1日につき、当該作業のうちいずれか高い額の定めのある作業に応じた額を支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公表の日から施行し、改正後の石川県企業職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和6年1月1日から適用する。

（特殊勤務手当の内払）

- 2 新規程の規定を適用する場合には、改正前の石川県企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、新規程の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

